

埼玉純真短期大学 授業料及びその他の諸納入金納入規程

(趣旨)

第1条 埼玉純真短期大学の学生及び科目等履修生から徴収する、授業料等及びその他の納入金の納入並びに授業料の免除、減額については、学則関係条項によるほか、この規程による。

- 2 前項のその他の諸納入金は、諸証明書料等、追・再試験料、聴講生特別経費、実験実習費及び公的機関に納入する申請手数料等とする。

(納入時期)

第2条 前条の納入金で期日の定められたものは、所定の金額を、所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 一旦、納入した納入金は、いかなる理由があっても返金しない。
- 3 各年度の年度末までに納入しない場合は、除籍とする。

(科目等履修生)

第3条 科目等履修生の学納金及び特別経費の納入期日は、その都度定める。

(諸証明書)

第4条 諸証明書等の発行を受けるものは、別表3に定める手数料を納入しなければならない。

(追・再試験料)

第5条 追・再試験料は、別に定めるとおりとする。

(資格取得)

第6条 各種資格取得に必要な費用、実験実習費ならびに公的機関に納入する申請手数料は、別に定めるとおりとする。

(納入金の改定)

第7条 その他の諸納入金については、経済情勢の変動に応じ、その額を改定することがある。

(奨学生)

第8条 奨学生の授業料等の減免は別に定める。

(外国人留学生)

第9条 外国人留学生の授業料等の減免は別に定める。

(休学者)

第10条 休学者の授業料減額の決定は、申請許可の時期とし、その納入時期等の細則はその都度定める。

(その他)

第11条 授業料の免除、減額を受けている者が、その事由がなくなった時は、これを停止する。

2 休学者が休学期間の途中で復学し、既に減額処置を受けている場合は、その時期により減額金を追徴することがある。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日より施行する。

(略)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

別表1 入学金・授業料等

区分	金額	納入時期	摘要
検定料	30,000円	受験手続時	
入学金	300,000円	入学時	
授業料等			
授業料(年額)	670,000円	前・後期分割	
施設設備維持拡充費(年額)	240,000円	前・後期分割	
実験実習費(年額)	50,000円	前・後期分割	
図書費(年額)	20,000円	前・後期分割	
保健衛生費(年額)	2,000円	前期	
預かり金			
学生会費(年額)	4,000円	前期	
学外研修費	5,000円	入学時	
卒業行事費	20,000円	卒業年次前期	

※再入学は、入学金を免除する。

※「授業料等」の各費目は、「保健衛生費」を除き各年度前・後期の2期に分けて納入。

※2つ以上の免許状、資格の取得を希望する者は、複数資格・免許履修費として、別途2万円を卒業年次の6月に納入する。

別表2 科目等履修生の検定料、入学料、受講料の金額

区分	金額	摘要
検定料	15,000円	
入学料	10,000円	
受講料	半期1科目20,000円 通年1科目40,000円	1. 半期1コマの科目を基準とする。 2. 本学卒業生は半額とする。

別表 3

種別	所管課	発行時	金額	摘要
在学証明書	事務	随時	300円	再発行
学生証			300円	
健康診断書			300円	
成績証明書			300円	
〃 (英文)			500円	
卒業見込証明書			300円	
卒業証明書			300円	
〃 (英文)			500円	
単位修得証明書			300円	
幼稚園教諭免許状取得見込証明書			300円	
保育士資格取得見込証明書			300円	
図書館司書資格取得(見込)証明書			300円	
司書教諭資格取得見込証明書			300円	
推薦書			300円	
人物調書			300円	

※校納金未納者には、諸証明書を発行しない。

但し、延納を承認されているものはその限りではない。

別表 4

種別	基本額	摘要
追試験料	1期1科目につき 1,500円	事前に追・再試験受験手続きをし、試験料を納入する。
再試験料	〃 1,500円	